

「簡素な給付措置」の具体化にあたっての基本的な考え方

平成24年4月17日

「簡素な給付措置」については、「対応の方向性」における「所得の少ない家計ほど、食料品向けを含めた消費支出の割合が高いために、消費税負担率も高くなるという、消費税（地方消費税を含む。以下同じ。）の所得に対する逆進性」との指摘を踏まえ、検討を行う。

今後、「大綱」に示された論点について、以下の基本的な視点に沿って、与党とも十分連携しつつ、与野党の協議も踏まえて具体案を決定し、再分配に関する総合的な施策の導入までの暫定的・臨時的措置として、平成26年度から実施することとする。

1 給付額の水準・対象者の範囲

（1）給付額の水準

簡素な給付措置の給付額の水準については、所得の少ない家計ほど生活に必要不可欠な消費支出の割合が高いことによる低所得者への影響を勘案し、決定する。

（2）対象者の範囲

簡素な給付措置の対象となる低所得者の範囲については、実務上の対応可能性に配慮するとともに、社会保障各制度における低所得者の範囲との整合性に留意して決定する。

2 簡素な給付措置の具体化にあたって勘案すべき事項

（1）暫定的・臨時的措置及び執行面での対応可能性

給付付き税額控除等再分配に関する総合的な施策の実現までの間の暫定的、臨時的措置であることを踏まえ、執行面での対応可能性も念頭に、公平性にも配意し、事務・費用の両面で行える限り簡素で効率的な枠組みとするとともに、給付付き税額控除等との接続にも配慮する。

(2) 財源

簡素な給付措置の実施にあたっては、1－(1)及び1－(2)に沿った検討を進めつつ、同時に「社会保障の安定財源確保と財政健全化の同時達成」という社会保障・税一体改革の趣旨や、国・地方及び国の基礎的財政収支について、遅くとも 2015 年度までにその赤字の対GDP比を 2010 年度の水準から半減し、遅くとも 2020 年度までに黒字化することを目標とする等の財政運営戦略と整合的なものとなるよう、財源を確保する。

3 社会保障諸施策との関係

本措置の具体的な設計にあたっては、生活保護や各種福祉手当に係る物価スライド等の措置など、消費税率の引上げによる低所得者の負担の緩和に寄与すると考えられる諸施策との関係にも留意する。

その際は、高齢者世帯、ひとり親世帯、若年非正規労働者世帯、子育て世帯など、低所得者世帯の属性に応じ、税制及び社会保障改革全体を通じた総合的な視点からの検討も併せて行い、重複の調整など必要な措置を講じて幅広い国民が負担を分かち合うという観点も踏まえて、全体として世代間・世代内の公平が図られるような制度設計を行う。